

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国 外1名

第5準備書面

(被告国準備書面(3)に対する反論)

令和4年11月7日

東京地方裁判所 民事第34部合議甲B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田

弁護士 鄭 一 志

弁護士 河 村



本書では、被告国の令和3年10月31日付け準備書面(3)における主要な主張に対し必要な限度で反論を行う。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。また、カッコ内にて参照するページ及び行は、ことわりのない限り被告国準備書面(3)のそれを指すものとする。

1 被告国準備書面(3)第1～第3(「殺菌をすることができる」の解釈に関する主張)に対する反論

(1) 「殺菌」がAGで合意された「disinfected」と異なる独自の意義を有する語であるとの主張について

ア. AGにおける合意の意義

被告国の主張を要すれば、AGを始めとする国際輸出管理レジームの合意事項は、法的拘束力を有するものではなく、参加国が合意事項と異なる規制を国内法に定めることができるから、我が国における「滅菌又は殺菌をすることができるもの」がAGで合意されたcapable of being sterilized or disinfectedと同意義である必要はない、というものである(6ページ20行目以下、8ページ23行目以下、9ページ15行目以下、10ページ4行目以下、14ページ24行目以下)。

しかし、AGの合意が直ちに法的拘束力を有しないとしても、AGの各参加国は、国内法の制定にあたり国際的に合意された原文を忠実に反映させるのが原則である(乙8の28(██████教授の捜査メモ)、丙A104(経済産業省の職員の供述調書))から、AGにおいて合意された規制要件、及び、これを国内に取り込むにあたりいかなる議論がなされたかという事情は、本件貨物等省令の解釈上極めて重要である。

イ. 本件貨物等省令の制定経緯

しかるに、原告第1準備書面において述べたとおり、本件貨物等省令の立法時において、経済産業省の訴外新地は、「政省令素案については、オーストラリア・グループの噴霧乾燥機の規制テキスト(英文)をある程度日本語に翻訳したものとなっております」と明言している(甲127の1)。

この点、被告国は、訴外[]が上記文章において「ある程度」と記載していること、及び上記文章に続けて「一部、意図的に翻訳していない箇所もあります」と記載していることを殊更に強調し、「A G合意の規制要件と必ずしも同義には解されないことが前提となっている内容が含まれている」と主張する（7 ページ10 行目以下）。

しかし、「意図的に翻訳していない」とは原文の一部を翻訳から意図的に外すことを意味するのであって、「原文の意味を変えて異なる意義に翻訳すること」とは相当距離のある概念であるといわざるを得ない。

そして、訴外[]の同メール（甲127の1）の記述を見れば、「意図的に翻訳していない箇所」が①capable of drying toxins or pathogenic microorganismsに対応する日本語を置かなかったこと、及び②atomization nozzlesを（「噴霧ノズル」と直訳せずに）「2流体ノズル」と訳したこと、の2点であることは容易に読み取れるのであって、「殺菌」がdisinfectedを翻訳したものでないとか、異なる意義を有する文言であるといった説明は一切なされていない。

従って、本件貨物等省令の「滅菌又は殺菌をすることができるもの」は、A Gで合意されたcapable of being sterilized or disinfectedを国内法に忠実に反映する意図で翻訳された文言であると解するのが相当である。

ウ．本件通達解釈の置かれた経緯

また、被告国は、本件通達解釈が、A Gで合意されたdisinfectedの定義（テクニカルノート）を誤訳したものではなく、「有権的解釈権」を有する経済産業省が意図的にA Gの定義と異なる解釈を定めたものであると主張するようである（10 ページ6 行目以下）。

しかし、前述のとおり、A Gで合意された事項を国内の規制に取り込むにあたっては国際的に合意された原文を忠実に反映させるのが原則であるから、仮に、本件通達解釈を定めた本件通達の平成16年改正の際、経済産業省が、意図的にA Gによる定義と異なるわが国独自の解釈を採用したのだとすると、経済産業省において当然その検討過程に関する記録が残っているはずであるし、また、平成16年改正に関する公表文書において言及されて然るべきである。しかし、被告国からは、そのような具体的事実の主張もなければ、証拠の提出もない。

また、警視庁公安部が経済産業省との打合せを開始したのは平成29年10月であるところ、それより後に、専門家らから聴取した見解を記した捜査メモによれば、平成29年11月から12月にかけて、多くの専門家が、本件通達解釈がA Gの定義原文を和訳したものであるとの前提の下で自らの見解を述べている。

例えば、防衛医科大学教授の[]教授は、平成29年1月15日に警視庁公安部から受けた聴取の際、A Gによる定義を「A Gの原文」と呼び、本件通達解釈の文言を「和訳」と呼んでいる（乙8の33）。武蔵野大学薬学部の[]教授は、同年12月19日に受けた聴取の際、「A Gの原文」の説明を受けた上でこれとの対比する形で本件通達解釈の文言に関する見解を述べている（乙8の40）。同月22日に警視庁公安部の聴取を受けた東京慈恵会医科大学の[]博士も同様である（丙A130・2ページ）。

このように、経済産業省との打合せを経た警視庁公安部が、本件通達解釈がA G原文の「和訳」であることを前提として専門家からの意見聴取を行っていることからすると、これに先立って行われた経済産業省と警視庁公安部との打合せにおいて、経済産業省が、本

件通達解釈がA Gの原文を和訳したものである旨を述べていたことが伺われる。

以上のとおりであるから、本件通達解釈は、A Gで合意された disinfected の定義（テクニカルノート）の原文の和訳として作成されたものであり、かつ、A Gの合意と異なる独自の解釈を意図したものでない（すなわち、翻訳の過程で誤訳してしまった）ことは明らかである。

なお、この点を含む経済産業省の解釈運用の実態（具体的には、経済産業省が、A Gの合意内容と異なる解釈を独自に定めたものでなく、また、他のA G参加国と異なる解釈運用をしていなかったこと。）は、原告らが文書送付嘱託申立書2において送付嘱託を求めている「捜査メモ」により詳らかになるべきであることを付言する。

エ．小括

以上のとおり、国際輸出管理レジームの合意事項が直ちに法的拘束力を有しないとしても、①本件貨物等省令の定める「殺菌をすることができるもの」はA Gで合意された capable of being disinfected を翻訳したものと解するのが相当であるし、②ここにいる「殺菌」とは、A Gの合意事項であるテクニカルノートにおいて定められた disinfected の定義と同義と解するのが法令解釈として相当である。本件通達解釈は、経済産業省がA Gの合意と異なる解釈を敢えて定めたものではなく、単に翻訳の過程においてA Gの合意と異なる意味であるかの誤訳が当てられてしまったものである。

- (2) 本件要件ハについての経済産業省の解釈が平成28年5月当時も、被告国準備書面(2)7ないし9ページで述べたとおりのものであったとの主張について

ア．被告国の主張する経済産業省の解釈は、原告会社のみならず業界に対する指導において一切示されたことがないこと

被告国は、本件要件ハについての経済産業省の解釈が丙25号証の内容のとおりであり、これは平成28年5月当時も同様であったと主張する（14ページ8行目以下）。

しかし、平成28年5月当時において経済産業省が明確にこのような解釈・運用を行っていたのであれば、原告会社ないし業界、同業他社に対し、かかる明確な解釈を示した指導がなされていて然るべきところ、被告国は、経済産業省がかかる解釈を示して指導を行った具体的事実について、何ら主張できていないし、証拠も示していない。

何より、平成28年5月当時、わが国において噴霧乾燥器の輸出につき許可申請を行ったことがある事業者は、 株式会社のただ1社であった。このこと自体、経済産業省が上記の解釈による運用を行っていなかったことの証左である。

また、唯一許可申請を行ったことのある と経済産業省のやり取りの内容からも、当時、経済産業省が殺菌について明確な解釈運用を行っていなかったことは明らかである。

すなわち、 は、噴霧乾燥器の輸出にあたり経済産業省に殺菌の解釈について質問をした際、同省の担当者から明確な解釈が示されることなく「殺菌できるもの」と書いているとおりに判断してください」との回答を受けた。その結果、 は「熱風が出るから熱殺菌できる」という「シンプルな解釈」を基に「該当」と判断するに至ったとのことである（乙8の19）。

また、経済産業省は、平成29年12月6日、警視庁公安部との打合せを頻繁に行う中、 に電話をかけ、「御社は、いわゆる

省令ハを該当として輸出していますけど、機器は定置した状態で滅菌・殺菌できますか。」と質問をしている。そして、[REDACTED]の従業員が「殺菌の定義が曖昧なので、弊社としては「殺菌できる可能性がある」という判断で、輸出申請をしております。」と回答したのに対し、経済産業省の職員は、この局面においても殺菌に関する明確な解釈を示していない（乙８の２３）。

その他、警視庁公安部が聴取を行った噴霧乾燥器メーカーの中で、被告国の主張する経済産業省の解釈（丙２５）を知得している者は一社もいなかった（[REDACTED]につき乙８の１７、[REDACTED]につき乙８の１８、[REDACTED]につき乙８の２０、[REDACTED]につき乙８の２１・８の２）。

これらの事実は、当該時点において経済産業省が滅菌・殺菌の解釈及び判断基準について明確な見解を有していなかったことの証左である。

イ．経済産業省が警視庁公安部に対して丙２５号証と異なる見解を示していた事実の存在

さらに、警視庁公安部が平成２９年１２月８日に[REDACTED]教授から聴取した内容を記載した捜査メモには、[REDACTED]教授が、「経済産業省が芽胞形成菌のみを規制対象とすること」に対して自己の意見を述べた旨が明記されている（乙８の３８・４(2)）。

すなわち、経済産業省は、平成２９年１２月８日当時、警視庁公安部に対し、本件要件ハの「殺菌」の対象が、熱に強いとされる芽胞形成菌に限定される旨の見解を示していたというものである。

このことは、被告国の主張する経済産業省の解釈（丙２５）と明らかに矛盾する。なぜなら、丙２５号証において、経済産業省は、

「殺菌」の対象について、「貨物等省令第2条の2第11項に規定している細菌等の微生物のうち一種類以上のものいう」と述べ、芽胞形成菌に限られないとの見解を明らかにしているからである。

従って、少なくとも平成29年12月8日当時において、経済産業省は、丙25号証の解釈を採用していなかったことは明白である。

ウ. 小括

以上のとおりであるから、本件要件ハについての経済産業省の解釈が平成28年5月当時も、被告国準備書面(2)7ないし9ページで述べたとおりのものであったとの被告国の主張には理由がない。

2 同第4（最低温箇所の特定に関する主張）に対する反論

(1) 原告大川原らが検事に対し測定口に関する供述をしていなかったことについて

ア. 検事に対し測定口に関する供述をしないことは何ら不合理でない

被告国は、原告大川原らが検事に対し、乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であることを供述していなかったことを指して、原告大川原らでさえ乾燥室測定口が温度の上がりにくい箇所であることを認識していなかったことの何よりの証左であると主張する（23ページ24行目～24ページ12行目）。

しかし、原告大川原らは、逮捕後の取調べに対して、捜査機関による不当な取調べにより不利な供述を強要される危険を回避するべく黙秘権を行使していたし、そもそも、捜査機関による殺菌概念の解釈や行った実験の内容を知らされていなかったのであるから、検事に対し乾燥室測定口に関する供述をしなかったことは、原告大川原らにその認識がなかったことを基礎づける事実たり得ない。

イ．逮捕前の取調べにおいて少なくとも5名の原告関係者が温度の上がりにくい箇所が存在する旨を述べていた

そして、原告ら第1準備書面32ないし36ページにおいて述べたとおり、原告大川原らの逮捕前においては、亡相嶋を含む少なくとも5名の原告関係者が、測定口の温度が上がりにくいことを警視庁公安部に対し供述していた（亡相嶋につき甲27、その他の原告関係者につき甲23～26）。

なお、被告国は、甲23～26について「その記載内容は到底信用できるものではない」と主張するが（28ページ14行目）、現に捜査メモを所持する被告東京都は、甲23～26に基づく原告らの主張について「概ね認める」と自認している（被告東京都準備書面(1)23ページ14行目）。

ウ． 検事は温度が上がりにくい箇所が存在する旨の供述が存在することについて報告を受けていたはずである

また、被告国は、これら原告関係者の供述が本件勾留請求及び本件各起訴の判断材料になっていないとも主張する（26ページ17行目以下）。

しかし、 検事は、原告大川原らの逮捕の半年以上前から継続的に、本件の捜査状況について警視庁公安部より報告を受け、捜査の指揮を行っていたのであるから、装置内部で温度が上がらないところがあると亡相嶋ないし原告関係者が述べていたことについても、当然に報告を受けていたはずである。

そして、装置内部に十分に温度が上がらない箇所があれば、捜査機関による殺菌解釈を前提にしても被疑事実を立証することができないのであるから、僅かでも疑念があれば、追加実験等の捜査を指示するべきであったことは当然である。

エ. 測定口を指す文言にばらつきがあるのは当然である

また、被告国は、亡相嶋および原告関係者が、装置内部で温度が上がらない箇所について「測定口」との文言を用いていなかったことを捉えて、原告らの主張の根拠となり得ない等と論難する（28ページ6行目以下）。

しかし、測定口という文言自体、一般に通用している用語でないから、当該箇所を指す文言にばらつきがあるのは当然である。

捜査機関は少なくとも5名もの原告関係者より温度の上がりにくい箇所の指摘を受けていたのであるから、指摘を受けた箇所がどこであるかを特定した上で、当該箇所の温度を測定する手間を怠ることは許されない。

(2) 原告らの弁護人が検事に対して測定口に関する指摘をしていなかったことについて

ア. 弁護人が起訴前に検事に対し温度の上がりにくい箇所の指摘をしなかったのは当然である

被告国は、原告ら弁護人が本件起訴前に、 検事に対し乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であることを指摘していなかったこと、及び、起訴後の公判前整理手続において令和2年10月19日に乾燥室測定口の温度測定結果報告書（甲15及び16）を証拠調べ請求するまでの間、検事に対し、乾燥室測定口が温度の上がりにくい箇所であることを指摘していなかったことをもって、原告大川原らですら乾燥室測定口が温度の上がりにくい箇所であることを認識していなかったことが明らかである、と主張する（24ページ15行目～26ページ7行目）。

しかし、本件起訴前においては、捜査機関がいかなる論拠で、いかなる実験を経て本件噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断し

ているのかすら開示されておらず、温度の上がりにくい箇所が存在が主要な論点となることなど明らかでなかったのであるから、原告ら弁護人が■検事に対し、測定口が温度の上がりにくい箇所であることを指摘することなどあり得ない。

イ、弁護人は、温度測定実験の開始後すぐに温度の上がりにくい箇所があることを知り、公判前整理手続において最初に提出した主張書面でこれを指摘した

原告ら弁護人が原告関係者と共に、本件噴霧乾燥器内部の温度測定実験を開始したのは、令和2年4月のことである。そして、実験開始後すぐに、乾燥室測定口を含む複数の箇所において温度が上がりにくいとの実験結果を得ていた（甲144）。

その後も、原告ら弁護人及び原告関係者は、結果の再現性を確認するべく、何度も実験を繰り返した。そして、公判前整理手続で原告ら弁護人が最初に提出した予定主張記載書面の中で、温度の上がりにくい箇所の存在を指摘した。すなわち、原告ら弁護人は、令和2年8月14日付け予定主張記載書面において、「本件噴霧乾燥器には、噴霧乾燥器の運転後に粉体が付着するものの、熱風が当たらないため滅菌または殺菌をすることが不可能な箇所が複数箇所存在する。」と主張した（甲145・6ページ）。

付言するに、検察官は、起訴状のみならず、公判前整理手続において提出した最初の証明予定事実記載書においても、本件噴霧乾燥器が規制要件に該当する根拠について明らかにしておらず（甲146）、同年6月30日付け証明予定事実記載書2において、初めて根拠を示した（甲147・3ページ「3貨物等省令3要件ハについて」）。原告ら弁護人は、検察官の主張がようやく明らかになったことを受け、適時に上記予定主張記載書面を提出したものである。

以上のとおりであるから、乾燥室測定口の温度測定結果報告書を証拠調べ請求するまでの間、原告ら弁護人が検事に対し乾燥室測定口が温度の上がりにくい箇所である旨を指摘していなかったことは何ら不自然なことでなく、これをもって原告大川原らが乾燥室測定口の温度が上がりにくいことを認識していなかったと帰結することはできない。

以上